

「公職選挙法施行令の一部を改正する政令（案）」に対する意見募集の結果及び意見に対する考え方
（令和４年２月９日～令和４年３月１０日意見募集）

No.	意見申出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	(1) 選挙事務関係者の住所の告示事項について プライバシー保護に配慮しつつ、「一部のみ公表」という曖昧な基準が濫用されないように、住所に代えて郵便番号を告示することを可能とすることとするべきである。 (2) 院長職務代理者の要件について 医師に限る要件は撤廃してよいが、見ず知らずの人を代理者に指名するなどの行為等によって、不在者投票制度が選挙不正に悪用されることのないように、１年など「当該施設に一定期間勤務している者に限る」という要件を加えるべきである。	(1) について、「住所の一部」の告示については、住所のうち市町村までの記載とすることを基本としつつ、選挙区の大きさに応じて町・字まで記載することを想定しています。 (2) について、改正後においても、病院の院長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者になることについては変更ありません。	無

2	個人	選挙事務関係者の住所の告示事項の見直しについて。 現行案では『『住所の全部の告示に支障があるときは、』住所の一部でよい』とされているが、支障の有無は選挙管理委員会の判断に委ねられるのか。 当該告示に住所の全部を表示する必然性が感じられないこと及び個人情報の保護意識が高まっていることを考慮すると、条件を付さず一律で「市町村の規模等に応じて市区町村まで又は町字までの住所」を告示事項とする扱いが適当ではないか。（令和2年の7月に立候補届け出があった旨の告示事項についての取扱が示されているので、それに倣う形で。） もし市区町村選管が住所の全部の告示が必要と判断する可能性があるのであれば、「ただし、必要と認める場合、住所の全部を告示することができる。」等、例外という形で併記しておけばよいのではないか。 （ほか同旨1名）	今回の改正は、選挙の管理執行において重要な役割を担う選挙事務関係者の周知という告示の趣旨にかんがみ、従来どおり、住所の全部を告示することを原則としつつ、プライバシーの保護を含めた個人の権利利益の保護との比較衡量により、例外的に住所の一部の告示をもって住所の全部の告示に代えることを認めるものです。 また、「告示に支障があるとき」としては、住所の全部を告示することにより、選挙事務関係者の安全やプライバシーが不当に侵害されるおそれがあるとき等を想定しており、各選挙管理委員会において、支障があると認めるときになります。	無
3	個人	選挙管理委員会が投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又はそれらの職務代理者を選任した場合に行う氏名、住所等の告示について、住所の全部の告示に支障があるときは、その一部の告示をもって代えることができることとするとしているが、投票立会人同様選挙管理委員会の議決のみとし、告示は要しないこととすべき。	投票管理者等の告示は、選挙の管理執行において重要な役割を担う投票管理者等を広く選挙人に周知することにより、公正な投票等を確保しようという趣旨で行っているものであり、告示を不要とすることは適当でないと考えています。	無

4	個人	現在我が国では、日本点字委員会発行の『日本点字表記法 2018 年版』が標準となっています。従って、これに記載されている文字は全て使用可能としていただきたい。 昨年 10 月に行われた衆議院議員選挙では同じ読みの候補者が同じ選挙区から立候補していました。点字は表音文字であり、候補者名を書いただけではどちらの候補者に投票しようとしているのかわかりません。有権者の意思がきちんと反映されるよう、このような場合にのみ、政党名等を記載できるように改正していただきたい。	今回の改正は、「日本点字表記法 2018 年版」を踏まえ、投票の際に必要なと考えられる点字を追加等するものです。 また、同じ読みの氏名の者が立候補した場合には、氏名と併せて政党名や年齢等を付記することで、候補者を特定することができます。	無
5	個人	3 の点字投票の使用点字に特殊音（外来語表記）及びアルファベット等を追加するって、何を意図しているのでしょうか？現状、必要性があるとは考えられないですが。まさか、日本国籍のない、特殊音やアルファベット表示が必要な立候補者に備えるということではないですよね。	昨今、日本国籍を有した特殊音を含んだ氏名の者が立候補することや、政党名にアルファベットを含んだ政党が届出を行うことがあることを踏まえ、特殊音及びアルファベット等を追加をするものです。	無

6	個人	別表第一に、特殊音（外来語表記）及びアルファベット等を追加するということでしたので、別表を以下のよう に改正していただきたいと思います。 1 基本的事項 新しく文字や記号を追加する場合、日本点字委員会発行の「日本点字表記法 2018 年版」に規定されている文字や記号に改めることを要望します。 2 別表で廃止する記号について 以下の文字や記号は、日本点字表記法で規定されていない、又は、別の役割が割り当てられているので、廃止することを要望します。 第 1 から第 0 まで、連続符、送り符、丸括弧・鍵括弧 3 新たに規定する必要がある文字や記号類について 特殊音とアルファベットについては、日本点字表記法で規定されているものは、すべて別表に入れていただくことを要望します。（外字符、外国語引用符を含む） 記号類は、すべてを別表に入れていただくのを要望します。しかし、数が多いので、以下の記号について、最低限追加していただくことを要望します。 句読符（特に、読点と中点）、囲みの符号（第 1 括弧と第 1 鍵）、関係符号（第 1 つなぎ符）	今回の改正は、「日本点字表記法 2018 年版」を踏まえ、投票の際に必要と考えられる点字を追加するとともに、現在の用法に 応じて整理するものです。 2 で御指摘の点字については、現在の用法に合わせて削除、改正しています。 3 で御指摘の特殊音及びアルファベットについては、「日本点字表記法 2018 年版」に記載のあるもの全てを別表第一に追加しています。 記号については、投票の際に必要と考えられるものを追加するとともに、現在の用法に 応じて整理しています。	無
---	----	---	---	---

【意見提出者 7 名】

上記の他、案とは無関係の御意見と判断し、提出意見として扱わなかったものが 2 件ありました。